

第5 [参 考]

1 税務機構及び職員数

機 構		各課 定数	職 員 数		
			男	女	計
税 務 監		1	1		1
税 務 部	税 制 課	23	20	3	23
	市 民 税 管 理 課	16	13	4	17 (1)
	資 産 税 管 理 課	15	13	2	15
合 計		54	46	9	55 (1)
収 納 対 策 部	収 納 対 策 課	12	10	2	12
	債 権 管 理 課	15	9	6	15
合 計		27	19	8	27

か わ さ き	市 民 税 課	管 理 係		5	8	13 (1)
		市 民 税 第 1 係		4	4	8
		市 民 税 第 2 係		6	2	8
法 人 課 税 課	諸 税 第 1 係 諸 税 第 2 係 特 別 徴 収 第 1 係 特 別 徴 収 第 2 係 特 別 徴 収 第 3 係 計		35	18	19	37 (2)
				2	4	6
				3	3	6
				2	3	5
				4	5	9
市 税 務 所	資 産 税 課	土 地 第 1 係		4	3	7 (1)
		土 地 第 2 係		3	2	5
		家 屋 第 1 係		2	4	6
		家 屋 第 2 係		4	2	6
		家 屋 第 3 係		5	1	6
		大 規 模 資 産 評 価 担 当		8	1	9 (2)
		計	36	26	13	39 (3)
納 税 課	収 納 第 1 係 収 納 第 2 係 収 納 第 3 係 収 納 第 4 係 収 納 第 5 係 特 別 収 納 担 当 計		31	13	18	31
				2	3	5
				5	2	7
				4	2	6
				4	3	7
				3	4	7
合 計		141	80	66	146 (5)	

(注) 1 事務所長、分室長、課長及び担当課長は庶務担当に含む。  
 2 税務部長は税制課に、収納対策部長は収納対策課に含む。  
 3 職員数欄の( )は、合計数のうち育児休業代替任期付職員数を示す(時限措置含む)。

(平成29年4月1日現在)

機 構		各課 定数	職 員 数			
			男	女	計	
こ す ぎ	市 民 税 担 当	[ 管 理 ]		2	3	5
		[ 市 民 税 ]		4	2	6
		[ 市 民 税 ]		3	3	6
市 税 分 室	資 産 税 担 当	[ 土 地 ]		6	2	8
		[ 家 屋 ]		4	2	6
		[ 家 屋 ]		2	3	5
計		19	12	7	19	
納 税 担 当	[ 収 納 ]	[ 収 納 ]		3	5	8 (1)
		[ 収 納 ]		2	1	3
計		10	5	6	11 (1)	
合 計		46	26	21	47 (1)	
み ぞ の く ち 市 税 務 所	市 民 税 課	管 理 係		4	5	9
		市 民 税 第 1 係		6	2	8
		市 民 税 第 2 係		6	2	8
資 産 税 課	土 地 第 1 係 土 地 第 2 係 家 屋 第 1 係 家 屋 第 2 係 家 屋 第 3 係 [ 東 松 島 市 派 遣 ] 計		32	22	10	32
				7	2	9
				3	4	7
				7	1	8
				3	4	7
				4	3	7
				1		1
納 税 課	収 納 第 1 係 収 納 第 2 係 収 納 第 3 係 収 納 第 4 係 特 別 収 納 担 当 計		38	25	14	39
				1	5	6 (1)
				3	4	7
				1	4	5
		5	1	6		
		5	2	7		
合 計		100	62	40	102 (1)	
し ん ゆ り 市 税 務 所	市 民 税 課	管 理 係		6	3	9
		市 民 税 第 1 係		7	1	8
		市 民 税 第 2 係		4	4	8
資 産 税 課	土 地 第 1 係 土 地 第 2 係 家 屋 第 1 係 家 屋 第 2 係 家 屋 第 3 係 計		31	21	11	32
				6	3	9
				5	4	9
				4	3	7
				7		7
				5	2	7
				27	12	39
納 税 課	収 納 第 1 係 収 納 第 2 係 収 納 第 3 係 特 別 収 納 担 当 計		21	9	13	22 (1)
				4	5	9 (1)
				2	3	5
				3	1	4
合 計		91	57	36	93 (1)	
税 務 職 員 総 数		460	291	180	471 (9)	

2 税務事務分掌

機構	事 務 分 掌
税 制	(1) 市税制度の企画及び調査研究に関すること。
	(2) 税務事務の企画、改善及び調整に関すること。
	(3) 市税事務所との連絡調整に関すること。
	(4) 市税システムの調整に関すること。
	(5) 税務職員の研修に関すること。
	(6) 税務査察に関すること。
	(7) 市税の審査請求に関すること。
	(8) 固定資産評価審査委員会に関すること。
	(9) 市税関係歳入予算及び決算に関すること。
	(10) 税務統計に関すること。
	(11) 地方譲与税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に関すること。
部 課	(1) 個人の市民税及び県民税、法人の市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税並びに事業所税の賦課事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(2) 市税（個人の県民税を含む。以下同じ。）の証明事務及び閲覧事務の企画、指導及び調整に関すること（資産税管理課の所管に属するものを除く。）。
	(3) 納税思想の普及高揚に関すること。
	(4) 入湯税の課税資料に関すること。
資 産 税 管 理 課	(1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(2) 固定資産の評価事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(3) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の証明事務及び閲覧事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(5) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の課税資料に関すること。
収 納 対 策 部 課	(1) 市税の収納対策の企画及び推進に関すること。
	(2) 市税の徴収事務及び収納事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(1) 市税その他の収入金の調定管理及び収入整理に関すること。
債 権 管 理 部 課	(2) 市税の過誤納金の還付及び充当に関すること。
	(3) 債権（市税を除く。）の管理の適正化及び収納対策の推進に係る総合調整に関すること。

(平成29年4月1日現在)

機構	事 務 分 掌
市 民 税 課	(1) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。
	(2) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課（年金保険者に係るものを除く。）に関すること。
	(3) 軽自動車税の賦課に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。
	(4) 納税思想の普及高揚に関すること。
	(5) 市税（個人の県民税を含む。以下同じ。）の証明及び閲覧に関すること。
	(6) 個人の市民税及び県民税の課税資料に関すること。
	(7) 軽自動車税の課税資料に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。
	(8) 所の維持管理に関すること（みぞのくち市税事務所に限る。）。
税 法 人 課	(1) 給与所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。
	(2) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課（年金保険者に係るものに限る。）に関すること。
	(3) 法人の市民税の賦課に関すること。
	(4) 市たばこ税の賦課に関すること。
	(5) 入湯税の賦課に関すること。
	(6) 事業所税の賦課に関すること。
	(7) 特別徴収の市民税及び県民税の督促に関すること。
	(8) 法人の市民税及び事業所税の課税資料に関すること。
資 産 税 課	(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること（総務大臣及び神奈川県知事配分の償却資産に係る固定資産税の賦課を含む（かわさき市税事務所に限る。））。
	(2) 特別土地保有税の賦課に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。
	(3) 国有資産等所在市町村交付金に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。
納 税 課	市税の徴収、督促（特別徴収の市民税及び県民税に係るものを除く。）及び滞納処分に関すること。
市 税 事 務 所 分 室	(1) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。
	(2) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課（年金保険者に係るものを除く。）に関すること。
	(3) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
	(4) 納税思想の普及高揚に関すること。
	(5) 市税の証明及び閲覧に関すること。
	(6) 市税の徴収、督促（特別徴収の市民税及び県民税に係るものを除く。）及び滞納処分に関すること。

3 市税税率等

区 分		平 成 28 年 度	
市 人	均等割	3,500円 ※1 (県民税 1,800円 ※1 ※2)	
	所得割	6/100 (県民税 4.025/100 ※3)	
民 法 税 人	均等割	資本金等の額・従業者数 ※6 下記以外の法人 50,000円 1億円超10億円以下50人以下 160,000円 1千万円以下50人超 120,000円 1億円超10億円以下50人超 400,000円 1千万円超1億円以下50人以下 130,000円 10億円超50億円以下50人以下 410,000円 1千万円超1億円以下50人超 150,000円 10億円超50億円以下50人超 1,750,000円	
	法人税割	資本金の額又は出資金の額が10億円以上の法人並びに	
		保険業法に規定する相互会社及び受託法人 12.1/100 資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人 10.9/100 その他の法人等 9.7/100	
固定資産税	1.4/100 (土地 30万円未満、家屋 20万円未満、償却資産 150万円未満)		
軽自動車税	1 原動機付自転車	2 軽自動車及び小型特殊自動車	
	50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 90cc超 2,400円 ミニカー 3,700円	ア 軽自動車 (ア) 2輪 3,600円 (イ) 3輪※7 3,100円 (3,900円)※ (ウ) 4輪※7 乗用 営業用 5,500円 (6,900円)※ // 自家用 7,200円 (10,800円)※ 貨物 営業用 3,000円 (3,800円)※ // 自家用 4,000円 (5,000円)※ (エ) その他のもの 3,600円	
市たばこ税	旧3級品以外の紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円		
	旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,925円		
特別土地保有税	平成15年度以降課税の停止 〔 保有分 1.4/100 (2,000㎡未満) 取得分 3/100 (2,000㎡未満) 〕		
入湯税	入湯客1人1日につき 150円		
事業所税	資産割	事業所用家屋床面積1㎡につき 600円(1,000㎡以下)	
	従業者割	従業者給与総額の 0.25/100(100人以下)	
都市計画税	0.3/100		

(注) 固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の( )内は、免税点を示す。

- ※1 市民税及び県民税には、地方税の臨時特例による引き上げ分500円を含む。
- ※2 県民税には、個人県民税超過課税による上乗せ分300円を含む。
- ※3 県民税には、個人県民税超過課税による上乗せ分0.025/100を含む。
- ※4 適用初年度は、1期・2期の普通徴収と、10月以降の特別徴収による。

平 成 29 年 度		納 期 ( 納 期 限 )			
普通徴収	6月末日	1 期	2 期	3 期	4 期
		8月末日	10月末日	1月末日	
特別徴収 (年金分) ※4	4月	仮徴収 ※5		本徴収 ※5	
		6月	8月	10月	12月
特別徴収 (給与分)	6月	翌年5月(毎月)			
		当月分を翌月10日までに納入			
50億円超50人以下	410,000円	各事業年度終了後2ヶ月以内			
50億円超50人超	3,000,000円				
イ 小型特殊自動車		1 期	2 期	3 期	4 期
(ア) 農耕作業用 2,000円		4月末日	7月末日	12月末日	2月末日
(イ) その他のもの 5,900円		5 月 末 日			
3 2輪の小型自動車 6,000円					
※( )内については初度検査年月が平成27年4月以後の車両に適用される税率である。					
旧3級品以外の紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円		翌 月 末 日			
旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 3,355円					
遊休土地分 1.4/100 (1,000㎡未満)		保有分・遊休土地分 5月末日 取得分 8月末日又は2月末日			
		翌 月 末 日			
法人	各事業年度終了後2ヶ月以内				
個人	翌年の3月15日まで				
		固 定 資 産 税 と 同 じ			

※5 仮徴収各月の徴収額は前年度の特別徴収税額(年税額)の1/2に相当する額の

- 1/3とし、今年度の年税額の残りの1/3を本徴収各月の徴収額とする。
- ※6 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額」を下回る場合、「資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額」が基準となる。
- ※7 環境負荷に応じた税率の特例措置(重課及び軽課)も別途規定されている。

4 市民税(個人)所得控除額等

区分		平成28年度	
所得金額	給与所得控除	収入金額が180万円以下……………収入金額×40% (最低控除額65万円) " 180万円超360万円以下……………収入金額×30%+180,000円 " 360万円超660万円以下……………収入金額×20%+540,000円 " 660万円超1,000万円以下……………収入金額×10%+1,200,000円	
	青色事業専従者給与 事業専従者控除(白色)	適正な給与の支給額 配偶者 860,000円、その他 500,000円	
	雑損	「(損失額-補填額)-総所得金額等×1/10」と「災害関連支出の金額-5万円」のいずれか多い方の金額	
	医療費	「医療費の額-補填額」から「総所得金額等×5/100」と「10万円」のいずれか少ない方の金額を除いた額(限度額 200万円)	
所得控除	社会保険料	支払った金額	
	小規模企業共済等掛金	支払った金額	
	生命保険料	○平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)の「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」の支払保険料をそれぞれ次の①～④に当てはめて得た金額の合計(各種保険料控除の合計適用限度額70,000円) ①支払保険料が 15,000円以下…………… 全額 ② " 15,000円超40,000円以下…………… 支払額×1/2+7,500円 ③ " 40,000円超70,000円以下…………… 支払額×1/4+17,500円 ④ " 70,000円超…………… 35,000円	
	地震保険料	○地震保険料だけの場合 支払保険料が 50,000円以下…………… 支払額×1/2 " 50,000円超…………… 25,000円 ○地震と長期の両方がある場合(※2) 上記で求めたそれぞれの額の合計(限度額 25,000円)	
除税	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者配偶者	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者…260,000円 特別障害者…300,000円 同居一般…330,000円 老人…380,000円	
	配偶者特別	配偶者の合計所得金額が 38万円超45万円未満…………… 330,000円 50万円以上55万円未満…………… 210,000円 45万円以上50万円未満…………… 310,000円 55万円以上60万円未満…………… 300,000円	
	扶養基礎	一般……………330,000円 特定……………450,000円 老人……………380,000円 同居老親等…450,000円	
税額控除	調整	○合計課税所得金額が200万円以下の場合 次の①と②のいずれか少ない金額の3%(県民税2%) ①表のうち、適用がある控除の金額の合計額 ②合計課税所得金額 ○合計課税所得金額が200万円を超える場合 次の①から②を引いた金額(5万円を下回る場合は5万円)の3%(県民税2%) ①表のうち、適用がある控除の金額の合計額 ②合計課税所得金額-200万円	
	配当	配当所得の金額×1.6%(県民税1.2%) (課税総所得金額が1千万円を超える(証券投資信託等に係るものは控除率が異なる。))	
除税	住宅借入金等特別	次の①と②のいずれか少ない金額の3/5(県民税2/5) ○平成11年から平成18年までの間又は平成21年から平成26年3月31日までの間 ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の合計額×5%(限度額 97,500円) ○平成26年4月1日から平成33年12月31日までの間に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の合計額×7%(限度額 136,500円)	
	寄附金	(寄附金の合計額(総所得金額等の30%を限度)-2,000円)×6%(県民税4%) (地方公共団体に対する寄附金については、調整控除後所得割額の2割を限度に特別控除額を加算。ふるさと寄附金にのみ適用)	
	外国税額	所得税で控除しきれない額があるとき、所得税外国税額控除限度額の県民税勤続年数が20年以下 40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円) " 20年超 800万円+70万円×(勤続年数-20年)	
参考	障・未・寡非課税範囲	合計所得金額 125万円以下	

平成29年度																																													
収入金額が 1,000万円超1,200(1,500)万円以下※…収入金額×5%+1,700,000円 " 1,200(1,500)万円超※…………… 2,300,000(2,450,000)円※																																													
※( )内は平成28年度課税分に適用される給与所得控除																																													
円)のいずれか多い方の金額 か少ない方の金額を除いた額(限度額 200万円)																																													
○平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)の「一般の生命保険料」、「個人年金保険料」及び「介護医療保険料」の支払保険料をそれぞれ次の①～④に当てはめて得た金額の合計(各種保険料控除の合計適用限度額70,000円) ※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は、新契約と旧契約それぞれの算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円) ①支払保険料が 12,000円以下…………… 全額 ② " 12,000円超32,000円以下…………… 支払額×1/2+6,000円 ③ " 32,000円超56,000円以下…………… 支払額×1/4+14,000円 ④ " 56,000円超…………… 28,000円																																													
○長期損害保険契約(※1)に係るものだけの場合【経過措置】 支払保険料が 5,000円以下…………… 全額 " 5,000円超15,000円以下…………… 支払額×1/2+2,500円 " 15,000円超…………… 10,000円 ※1. 平成18年12月31日までに締結した、保険期間が10年以上で、かつ満期返戻金のある契約 ※2. 長期が地震にも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当																																													
特別障害者…530,000円 特定の寡婦…300,000円	…260,000円 60万円以上65万円未満…………… 160,000円 70万円以上75万円未満…………… 60,000円 …210,000円 65万円以上70万円未満…………… 110,000円 75万円以上76万円未満…………… 30,000円																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>控除の種類</th> <th>金額</th> <th>控除の種類</th> <th>金額</th> <th>控除の種類</th> <th>金額</th> <th>控除の種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎</td> <td>5万円</td> <td>寡婦</td> <td>1万円</td> <td rowspan="2">扶養</td> <td>一般</td> <td>5万円</td> <td>配偶者</td> <td>一般</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>1万円</td> <td>特別</td> <td>5万円</td> <td>特定</td> <td>18万円</td> <td>老人</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>特別</td> <td>10万円</td> <td>寡夫</td> <td>1万円</td> <td>老人</td> <td>10万円</td> <td>配偶者(※1)</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同居特別</td> <td>22万円</td> <td>勤労学生</td> <td>1万円</td> <td>同居老親</td> <td>13万円</td> <td>特別(※2)</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table>	控除の種類	金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額	基礎	5万円	寡婦	1万円	扶養	一般	5万円	配偶者	一般	5万円	普通	1万円	特別	5万円	特定	18万円	老人	10万円	障害者	特別	10万円	寡夫	1万円	老人	10万円	配偶者(※1)	5万円		同居特別	22万円	勤労学生	1万円	同居老親	13万円	特別(※2)	3万円	※1. 38万円超40万円未満 ※2. 40万円以上45万円未満
控除の種類	金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額																																						
基礎	5万円	寡婦	1万円	扶養	一般	5万円	配偶者	一般	5万円																																				
普通	1万円	特別	5万円		特定	18万円	老人	10万円																																					
障害者	特別	10万円	寡夫	1万円	老人	10万円	配偶者(※1)	5万円																																					
	同居特別	22万円	勤労学生	1万円	同居老親	13万円	特別(※2)	3万円																																					
場合の超える部分の金額は×0.8%(県民税0.6%)																																													
間に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けた場合 なかった額																																													
借入金等特別控除を受けた場合 なかった額																																													
※増税後消費税適用の場合のみ。消費税5%適用の場合は、合計額×5%(限度額 97,500円) (寄附金の合計額(総所得金額等の30%を限度)-2,000円)×6%(県民税4%) (地方公共団体に対する寄附金については、調整控除後所得割額の2割を限度に特別控除額を加算。ふるさと寄附金にのみ適用)																																													
は12%、市民税は18%を限度として、県民税所得割額から順次控除 (障害者になったことに基因して退職したときは100万円を加算)																																													

5 所得税の諸控除

区 分		平成 27 年 分	
所得金額	給与と所得控除	収入金額が180万円以下……………収入金額×40% (最低控除額65万円) 〃 180万超360万円以下……………収入金額×30%+180,000円 〃 360万超660万円以下……………収入金額×20%+540,000円	
	青色事業専従者給与 事業専従者控除(白色)	適正な給与の支給額 配偶者 860,000円、その他 500,000円	
所得控除	雑 損	「(損失額－補てん額)－総所得金額等×1/10」と「災害関連支出の金額－5万	
	医 療 費	(医療費の額－補てん額)から「総所得金額等×5/100」と「10万円」のいずれ	
	社 会 保 険 料	支払った金額	
	小規模企業共済等掛金	支払った金額	
	生 命 保 険 料	○平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)の「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」の支払保険料をそれぞれ次の①～④に当てはめて得た金額の合計(各種保険料控除の合計適用限度額100,000円) ①支払保険料が 25,000円以下…………… 全額 ② 〃 25,000円超50,000円以下…………… 支払額×1/2+12,500円 ③ 〃 50,000円超100,000円以下…………… 支払額×1/4+25,000円 ④ 〃 100,000円超…………… 50,000円	
地 震 保 険 料	○地震保険料だけの場合 支払保険料が 50,000円以下…………… 全額 〃 50,000円超…………… 50,000円 ○地震と長期の両方がある場合(※2) 上記で求めたそれぞれの額の合計(限度額 50,000円)		
寄 附 金	(「特定寄附金の額の合計額」又は「総所得金額等の40%相当額」のいずれか		
寡 婦 ・ 寡 夫 ・ 勤 労 学 生 ・ 障 害 者 ・ 勤 労 学 生 ・ 障 害 者	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者……………270,000円 特定の寡婦…………… 350,000円 特別障害者……………400,000円 同居特別障害者…………… 750,000円		
配 偶 者	一般…380,000円 老人…480,000円		
配 偶 者 特 別	配偶者の合計所得金額が 38万円超40万円未満……………380,000円 50万円以上55万円未満…………… 40万円以上45万円未満……………360,000円 55万円以上60万円未満…………… 45万円以上50万円未満……………310,000円 60万円以上65万円未満……………		
扶 養 基 礎	一般…380,000円 特定…630,000円 老人…480,000円		
配 当	380,000円 配当所得の金額×10%(課税総所得金額が1千万円を超える場合の超える部分(証券投資信託等に係るものは控除率が異なる。))		
税 額	住 宅 借 入 金 等 特 別	平成26年1月1日～26年3月31日までに居住を開始した場合 ① ②、③以外 [当初10年間]……………残高(2千万円以下の部分)×1% (限度額20万円) ② 認定長期優良住宅 [当初10年間]……………残高(3千万円以下の部分)×1% (限度額30万円) ③ 認定低炭素優良住宅 [当初10年間]……………残高(3千万円以下の部分)×1% (限度額30万円)	
	政 党 等 寄 附 金 特 別	(政党等に対する政治活動に関する寄附金の合計額－2千円)×30%(限度額 所	
控 除	住 宅 耐 震 改 修 特 別	平成21年1月1日～26年3月31日までに住宅耐震改修をした場合 次の①と②のいずれか少ない金額×10% (限度額20万円) ① 住宅耐震改修に要した費用の額 ② 住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	
	住 宅 特 定 改 修 特 別	平成21年1月1日～26年3月31日までに居住の用に供した場合 特定居住者は①+②、特定居住者以外は② (限度額20万円(②に太陽光発電設備設置工事を含む場合は30万円)) ① (高齢者等居住改修工事等に要した費用又は標準的な費用のいずれか少ない額)×10% ② (一般断熱改修工事等に要した費用又は標準的な費用のいずれか少ない額)×10%	
除	認 定 住 宅 新 築 等 特 別	平成21年6月4日～平成26年3月31日までに居住の用に供した場合(限度額50万円) (認定住宅の認定基準に適合するために必要な標準的な増し費用の額)×10% ※ 平成23年12月31日以前に居住の用に供した場合の限度額は100万円	
外 国 税 額	外国所得税額(限度額 所得税の額から配当控除、住宅借入金等特別控除等を除		

(注) 住宅特定改修特別税額控除及び認定住宅新築等特別控除は、住宅借入金等特別税額控除を適用する  
 ※1 住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額が、8%の税率により課される場合。

平 成 28 年 分	
収入金額が660万円超1,000万円以下……………	収入金額×10%+1,200,000円
〃 1,000万円超1,200(1,500)万円以下※……………	収入金額×5%+1,700,000円
〃 1,200(1,500)万円超※……………	2,300,000(2,450,000)円※
※( )内は平成27年分課税分に適用される給与所得控除	

円)のいずれか多い方の金額(災害による損害は、災害減免法の適用を選択することもできる。)  
 か少ない方の金額を除いた額(限度額 200万円)

○平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)の「一般の生命保険料」、「個人年金保険料」及び「介護医療保険料」の支払保険料をそれぞれ次の①～④に当てはめて得た金額の合計(各種保険料控除の合計適用限度額120,000円) ※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は、新契約と旧契約それぞれの算式により計算した控除額の合計額(限度額40,000円)	
①支払保険料が 20,000円以下……………	全額
② 〃 20,000円超40,000円以下……………	支払額×1/2+10,000円
③ 〃 40,000円超80,000円以下……………	支払額×1/4+20,000円
④ 〃 80,000円超……………	40,000円
○長期損害保険契約(※1)に係るものだけの場合【経過措置】	
〃 10,000円以下……………	全額
〃 10,000円超20,000円以下……………	支払額×1/2+5,000円
〃 20,000円超……………	15,000円
※1. 平成18年12月31日までに締結した、保険期間が10年以上で、かつ満期返戻金のある契約 ※2. 長期が地震にも該当するときは、いずれかの契約のみに該当	

少ない方の金額)－2千円	…………… 260,000円	65万円以上70万円未満……………	110,000円
……………	210,000円	70万円以上75万円未満……………	60,000円
……………	160,000円	75万円以上76万円未満……………	30,000円
……………	同居老親……………	580,000円	

の金額は×5%)

平成26年4月1日～33年12月31日までに居住を開始した場合(限度額は引上げ後消費税が課される場合※1)	① ②、③以外 [当初10年間]……………残高(4千万円以下の部分)×1% (限度額40万円) ② 認定長期優良住宅 [当初10年間]……………残高(5千万円以下の部分)×1% (限度額50万円) ③ 認定低炭素優良住宅 [当初10年間]……………残高(5千万円以下の部分)×1% (限度額50万円)
得税額の25%)	

平成26年4月1日～33年12月31日までに住宅耐震改修をした場合(限度額は引上げ後消費税が課される場合※2)  
 住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額×10% (限度額25万円)

平成26年4月1日～33年12月31日までに居住の用に供した場合(限度額は引上げ後消費税が課される場合※2) 特定居住者は①+②、特定居住者以外は②(限度額は特定居住者は45万円、特定居住者以外は35万円) (②に太陽光発電設備設置工事を含む場合、特定居住者は55万円、特定居住者以外は35万円))	① 高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額×10% ② 一般断熱改修工事等の標準的な費用の額×10%
平成26年4月1日～33年12月31日までに居住の用に供した場合(限度額は引上げ後消費税が課される場合※2) (認定住宅の認定基準に適合するために必要な標準的な増し費用の額)×10% (限度額65万円)	

いた額×国外所得総額÷所得総額)  
 場合は、適用されない。  
 ※2 住宅の耐震工事や認定住宅の新築等の費用の額に、8%の税率により課される消費税額を含む場合。

6 市内税務署取扱い国税額累年比較

税目別	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度
	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額
総額	769,018,472	717,800,595	802,191,150	751,041,877	862,236,876	815,806,435	941,351,412
所得税	155,423,995	148,890,888	174,908,397	168,705,456	190,271,902	184,629,603	211,633,214
源泉分	109,787,990	107,121,641	123,982,085	121,527,787	139,342,448	137,310,944	157,124,689
申告分	45,636,005	41,769,247	50,926,312	47,177,669	50,929,454	47,318,659	54,508,525
法人税	54,496,459	54,078,654	58,390,431	57,910,066	75,878,865	75,409,980	90,258,687
相続税	39,515,165	35,904,693	32,714,178	27,467,237	35,899,118	31,827,097	37,394,371
消費税	97,368,696	92,638,107	106,335,894	101,868,923	158,236,386	153,901,646	176,692,089
酒税	X	X	X	X	X	X	X
たばこ税・たばこ特別税	-	-	-	-	-	-	-
揮発油税等	413,588,515	377,668,892	420,957,907	386,227,424	396,319,533	364,438,463	423,531,300
揮発油税及び地方道路税	-	-	-	-	-	-	-
揮発油税及び地方揮発油税	413,588,515	377,668,892	420,957,907	386,227,424	396,319,533	364,438,463	423,531,300
その他	X	X	X	X	X	X	X
川崎南税務署取扱分	559,675,402	519,475,640	589,430,823	550,670,524	616,061,859	580,717,181	682,212,666
川崎北税務署取扱分	162,108,814	153,979,112	168,601,719	158,527,635	197,636,636	188,704,036	203,614,817
川崎西税務署取扱分	47,234,256	44,345,843	44,158,608	41,843,718	48,538,381	46,385,218	55,523,930

(注) 1 表中「X」は、東京国税局において情報を保護する観点から計数を秘匿することとされているもので  
2 表中の消費税額は、消費税と地方消費税（地方消費税は、国が消費税と併せて賦課徴収している道も、それぞれ地方消費税相当分を除いた推計額となる。

7 市内県税事務所取扱い県税額累年比較

税目別	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度
	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額
総額	124,983,021	119,280,544	139,977,357	134,434,940	145,041,866	139,853,169	146,612,524
県民税個人	79,925,365	75,262,389	79,865,328	75,961,120	80,889,056	77,362,938	82,515,307
県民税法人	6,776,020	6,762,866	7,495,023	7,479,795	7,721,422	7,697,183	6,169,683
事業税個人	3,828,466	3,761,745	3,779,251	3,712,085	3,753,033	3,698,320	3,890,380
事業税法人	21,988,098	21,990,938	27,211,212	27,166,846	28,502,976	28,415,791	31,924,515
不動産取得税	4,366,662	3,935,951	4,722,782	4,253,232	5,989,634	5,509,996	4,533,890
ゴルフ場利用税	51,374	51,374	51,307	51,307	54,921	54,921	54,254
臨時特例企業税	-	-	-	-	-	-	-
軽油引取税	7,751,089	7,501,730	16,570,007	15,766,176	17,892,710	17,113,971	17,286,425
旧法による税	295,947	13,551	282,442	44,375	238,111	44	238,066
川崎県税事務所取扱分	97,306,552	92,455,187	119,583,427	114,400,157	123,346,691	118,492,187	124,611,167
高津県税事務所取扱分	23,685,970	22,972,434	20,393,930	20,034,783	21,695,175	21,360,982	22,001,357
麻生県税事務所取扱分	3,990,499	3,852,923	-	-	-	-	-

(注) 1 総額は、端数整理のため項目ごとの合計と一致しない場合がある。  
2 平成20年度までの法適用による軽油引取税は、平成21年度から旧法による税に計上される。  
3 平成26年4月1日の県税事務所再編によって、麻生県税事務所は高津県税事務所に統合された。

(単位 千円・%)

7年度	平成28年度		前年比										
	収納済額	徴収決定済額	収納済額	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
				徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額		
896,330,571	908,711,028	867,748,358	94.9	94.0	104.3	104.6	107.5	108.6	109.2	109.9	96.5	96.8	
206,366,559	197,137,254	192,264,706	98.1	98.5	112.5	113.3	108.8	109.4	111.2	111.8	93.2	93.2	
155,344,190	140,907,630	139,374,395	98.6	99.0	112.9	113.4	112.4	113.0	112.8	113.1	89.7	89.7	
51,022,369	56,229,624	52,890,311	97.1	97.3	111.6	112.9	100.0	100.3	107.0	107.8	103.2	103.7	
89,745,439	104,331,091	103,748,622	92.9	93.1	107.1	107.1	130.0	130.2	119.0	119.0	115.6	115.6	
35,998,677	34,288,739	32,817,762	139.8	141.4	82.8	76.5	109.7	115.9	104.2	113.1	91.7	91.2	
172,254,427	191,847,433	188,111,492	89.4	89.1	109.2	110.0	148.8	151.1	111.7	111.9	108.6	109.2	
	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
390,129,082	379,089,823	348,794,180	92.3	90.7	101.8	102.3	94.1	94.4	106.9	107.0	89.5	89.4	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
390,129,082	379,089,823	348,794,180	92.3	90.7	101.8	102.3	94.1	94.4	106.9	107.0	89.5	89.4	
	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
645,262,182	635,510,694	601,775,708	90.8	89.4	105.3	106.0	104.5	105.5	110.7	111.1	93.2	93.3	
197,730,403	218,423,785	213,521,929	108.1	109.1	104.0	103.0	117.2	119.0	103.0	104.8	107.3	108.0	
53,337,987	54,776,549	52,450,721	107.4	107.1	93.5	94.4	109.9	110.9	114.4	115.0	98.7	98.3	

ある。府県税である。)の合算額から地方消費税相当分を除いた推計額である。したがって、総額並びに各税務署取扱分

(単位 千円・%)

7年度	平成28年度		前年比										
	収入額	調定額	収入額	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
				調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額		
142,084,895	157,685,747	154,377,142	99.0	99.2	112.0	112.7	103.6	104.0	101.1	101.6	107.6	108.7	
79,471,195	83,407,916	81,130,974	103.0	103.3	99.9	100.9	101.3	101.8	102.0	102.7	101.1	102.1	
6,149,129	5,941,876	6,018,434	89.4	89.3	110.6	110.6	103.0	102.9	79.9	79.9	96.3	97.9	
3,846,125	3,979,280	3,933,293	99.5	99.8	98.7	98.7	99.3	99.6	103.7	104.0	102.3	102.3	
31,891,387	40,441,000	40,710,720	90.8	90.9	123.8	123.5	104.7	104.6	112.0	112.2	126.7	127.7	
4,173,645	5,603,384	5,268,767	85.5	86.8	108.2	108.1	126.8	129.5	75.7	75.7	123.6	126.2	
54,254	53,584	53,584	99.6	99.6	99.9	99.9	107.0	107.0	98.8	98.8	98.8	98.8	
	-	-	皆減	皆減	-	-	-	-	-	-	-	-	
16,493,086	18,026,657	17,260,736	103.5	103.7	213.8	210.2	108.0	108.5	96.6	96.4	104.3	104.7	
6,069	232,043	629	89.6	39.3	95.4	327.5	84.3	著減	100.0	著増	97.5	10.4	
120,369,149	132,034,367	128,628,762	99.3	99.4	122.9	123.7	103.1	103.6	101.0	101.6	106.0	106.9	
21,715,746	25,651,380	25,748,380	96.4	96.8	86.1	87.2	106.4	106.6	101.4	101.7	116.6	118.6	
	-	-	108.6	108.6	皆減	皆減	-	-	-	-	-	-	

4 ゴルフ場利用税及び軽油引取税（旧法による税含む）については川崎県税事務所取扱分県税額であり、横浜市鶴見区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区分を含む。

8 指定都市の状況(平成28年度)

(1) 人口等

区 分	川 崎 市		札 幌 市		仙 台 市		さいたま市		千 葉 市	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
人 口 等	人 口 (人)	1,477,136 101.0	1,953,110 100.5	1,083,049 100.8	1,270,476 100.8	972,126 100.6				
	世 帯 数 (世帯)	692,989 100.7	922,855 98.8	499,747 101.6	560,075 101.6	418,755 99.3				
	面 積 (km <sup>2</sup> )	144.35 100.0	1,121.26 100.0	786.30 100.1	217.43 100.0	271.76 99.9				
	人 口 密 度 (人/km <sup>2</sup> )	10,233 101.0	1,742 100.5	1,377 100.7	5,843 100.8	3,577 100.7				
一 般 会 計	歳入額 (A)	614,833,853 101.6	923,363,800 104.0	488,638,851 90.2	460,865,838 100.5	403,912,842 102.9				
	歳出額	610,990,927 101.4	913,881,686 103.8	476,367,141 90.9	451,184,955 100.7	398,562,417 103.6				
基 準 財 政	収入額 (B)	241,062,088 103.3	243,657,464 101.9	158,696,559 102.4	183,348,465 102.9	145,968,305 101.7				
	需要額 (C)	239,689,118 102.3	332,290,814 101.3	173,182,919 101.6	187,781,271 102.7	154,958,914 102.9				
計 等	予 算 額 (D)	303,000,164 101.0	284,600,000 100.6	188,270,000 101.6	228,244,261 102.0	175,400,000 100.6				
	調 定 額 (E)	309,628,314 101.0	293,801,982 100.4	192,506,918 100.6	236,573,371 101.2	182,182,455 100.1				
	収 入 額 (F)	305,359,845 101.5	288,105,811 100.8	188,524,392 101.1	230,091,060 101.9	176,693,058 100.7				
	不納欠損額	1,050,360 81.8	681,323 86.2	425,571 66.3	678,934 94.6	599,487 124.1				
徴 税 費 等	徴 税 費 (G)	4,892,124 105.1	7,072,321 102.7	4,391,058 108.6	3,964,736 107.3	3,319,759 100.5				
	道 府 県 民 税 徴 収 取 扱 費 (H)	2,364,555 102.3	2,769,674 105.1	1,550,306 101.6	1,849,869 102.3	1,413,438 101.4				
	徴税費の割合 (G-H)/F	0.8 -	1.5 -	1.5 -	0.9 -	1.1 -				
	税務職員数(臨時職員含む)	525 101.5	665 101.1	418 92.9	358 100.0	342 99.4				
率	一般会計歳入額中に占める市税の割合 (F/A)	49.7 -	31.2 -	38.6 -	49.9 -	43.7 -				
	基準財政収入額/基準財政需要額 (B/C)	100.6 -	73.3 -	91.6 -	97.6 -	94.2 -				
	市 税 収 入 額									
	対 予 算 比 (F/D)	100.8 -	101.2 -	100.1 -	100.8 -	100.7 -				
	対 調 定 比 (F/E)	98.6 -	98.1 -	97.9 -	97.3 -	97.0 -				

(注) 1 人口等は、平成28年1月1日現在(平成27年国勢調査確報値を基数とし、以後の住民基本台帳の増減を加減して)  
2 徴税費等は、「平成29年度 市町村税課税状況等の調、第39表」の平成28年度実績によるため、道府県民税徴収

(単位 千円・人・%)

横 浜 市	相 模 原 市		新 潟 市		静 岡 市		浜 松 市		名 古 屋 市	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
3,724,695 100.4	721,139 99.7	809,945 100.3	704,432 99.8	797,942 100.9	2,297,699 100.9					
1,646,348 100.8	311,842 98.5	322,039 98.2	286,263 98.4	309,669 100.7	1,060,481 101.3					
435.23 100.0	328.82 100.0	726.45 100.0	1,411.90 100.0	1,558.06 100.0	326.44 100.0					
8,558 100.4	2,193 99.7	1,115 100.2	499 99.8	512 100.8	7,039 100.9					
1,539,715,022 102.0	255,997,476 99.0	355,539,308 98.6	284,437,438 99.5	304,450,379 101.8	1,070,434,155 101.1					
1,528,825,489 102.5	249,012,953 99.4	353,820,851 98.6	279,011,646 100.0	295,370,593 102.6	1,058,517,988 101.1					
578,071,210 101.5	92,226,226 101.8	105,562,585 107.4	108,118,722 100.7	111,775,308 101.1	415,898,319 102.6					
596,484,526 101.5	101,122,488 100.5	142,775,171 104.9	118,170,515 100.2	130,618,670 100.9	420,752,611 102.1					
719,186,000 100.3	114,000,000 102.3	119,804,398 99.5	126,600,000 100.6	129,500,000 101.2	509,825,000 101.3					
727,693,178 100.1	116,761,805 100.0	123,533,952 99.4	128,826,390 98.8	133,341,694 100.0	513,927,931 100.9					
720,759,941 100.2	112,673,085 100.6	119,620,971 99.6	126,329,812 99.4	129,851,562 100.5	510,712,775 101.0					
1,081,623 80.5	314,615 69.4	247,433 105.0	400,237 65.7	494,714 111.5	578,337 84.1					
10,804,408 101.6	2,165,571 105.8	2,801,957 101.4	2,186,266 104.3	2,727,936 108.6	10,766,085 102.4					
5,674,143 101.4	1,069,987 100.8	1,188,000 100.8	1,074,118 100.2	1,309,174 101.5	3,373,254 101.8					
0.7 -	1.0 -	1.3 -	0.9 -	1.1 -	1.4 -					
1,189 100.2	229 105.0	274 103.4	283 100.4	306 99.7	901 99.6					
46.8 -	44.0 -	33.6 -	44.4 -	42.7 -	47.7 -					
96.9 -	91.2 -	73.9 -	91.5 -	85.6 -	98.8 -					
100.2 -	98.8 -	99.8 -	99.8 -	100.3 -	100.2 -					
99.0 -	96.5 -	96.8 -	98.1 -	97.4 -	99.4 -					

推算したもの。新潟市及び岡山市の世帯数は、平成27年12月末現在)である。取扱費には、過誤納還付分及び配当割等控除分は含まない。

8 指定都市の状況(平成28年度)(続)

(1) 人口等(続)

区 分	京 都 市		大 阪 市		堺 市		神 戸 市		岡 山 市	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
人 口 等	人 口 (人)	1,475,520 100.4	2,693,239 100.2	838,882 99.9	1,537,481 100.0	720,061 100.6				
	世 帯 数 (世帯)	706,845 101.1	1,357,563 99.5	350,627 99.0	706,431 101.6	310,205 98.7				
	面 積 (km <sup>2</sup> )	827.83 100.0	225.21 101.0	149.82 99.9	557.02 100.7	789.96 100.0				
	人 口 密 度 (人/km <sup>2</sup> )	1,782 100.5	11,959 99.3	5,599 100.0	2,760 99.3	912 100.7				
一 般 会 計	歳入額 (A)	703,282,178 96.3	1,583,311,229 93.5	353,114,016 92.8	711,337,606 100.2	288,422,331 100.8				
		歳出額	701,532,718 96.6	1,581,888,775 93.5	349,888,784 92.7	702,397,801 100.3	277,857,261 100.9			
	収入額 (B)	208,635,013 102.6	518,028,328 102.7	116,013,388 102.5	224,208,070 102.1	98,379,800 101.9				
		需要額 (C)	254,032,906 101.0	550,590,242 101.0	134,901,436 101.4	277,021,238 100.7	121,422,052 101.7			
	市 税	予算額 (D)	251,314,000 99.7	657,116,888 100.0	131,612,000 100.3	271,459,475 100.5	113,166,500 100.9			
		調定額 (E)	255,410,782 99.2	673,571,390 99.6	135,427,721 98.7	278,187,550 99.9	119,122,803 101.0			
		収入額 (F)	251,644,020 99.5	659,473,476 99.9	132,380,979 99.8	272,271,795 100.1	114,512,367 101.6			
		不納欠損額	473,946 100.4	2,168,014 90.5	271,799 24.3	725,508 101.8	375,965 70.6			
	徴 税 費 (G)	6,691,505 96.1	11,542,333 98.2	2,954,161 103.3	7,892,114 102.7	2,274,363 96.6				
	道 府 県 民 税 徴 取 扱 費 (H)	2,070,231 114.0	3,651,294 102.8	1,178,879 100.6	2,083,835 101.0	998,298 102.0				
徴税費の割合 (G-H)/F	1.8 -	1.2 -	1.3 -	2.1 -	1.1 -					
税務職員数(臨時職員含む)	625 100.2	1,163 99.1	336 102.8	610 97.4	214 99.5					
率	一般会計歳入額中に占める市税の割合 (F/A)	35.8 -	41.7 -	37.5 -	38.3 -	39.7 -				
	基準財政収入額/基準財政需要額 (B/C)	82.1 -	94.1 -	86.0 -	80.9 -	81.0 -				
	市 税 収 入 額	対予算比 (F/D)	100.1 -	100.4 -	100.6 -	100.3 -	101.2 -			
		対調定比 (F/E)	98.5 -	97.9 -	97.8 -	97.9 -	96.1 -			

(注) 1 人口等は、平成28年1月1日現在(平成27年国勢調査確報値を基数とし、以後の住民基本台帳の増減を加減して)  
2 徴税費等は、「平成29年度 市町村税課税状況等の調、第39表」の平成28年度実績によるため、道府県民税徴取

(単位 千円・人・%)

広 島 市		北 九 州 市		福 岡 市		熊 本 市	
前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比
1,194,435 100.7	960,516 99.8	1,542,400 101.3	741,193 100.1				
532,065 100.5	426,395 99.4	767,246 101.5	315,957 100.1				
906.53 100.1	491.95 100.5	343.39 100.5	390.32 100.2				
1,318 100.6	1,952 99.3	4,492 100.9	1,899 99.9				
593,014,104 100.1	514,002,387 94.4	800,357,337 101.3	367,832,024 119.3				
588,919,019 100.4	510,973,651 94.5	786,965,770 101.3	357,338,648 117.8				
170,414,453 101.8	132,659,457 100.2	233,443,434 103.2	87,340,717 103.1				
203,852,511 101.9	180,785,545 100.2	260,262,872 102.0	119,000,976 102.6				
208,429,690 102.2	157,443,400 100.4	283,171,163 101.0	95,215,805 96.9				
216,358,925 101.1	159,402,890 99.6	293,424,872 101.1	102,143,658 98.5				
208,883,958 101.5	156,126,761 99.7	288,287,809 101.5	98,115,570 99.1				
374,222 78.7	249,534 69.2	851,987 98.2	569,266 86.5				
4,521,681 107.4	4,333,102 99.3	5,372,579 100.5	2,436,226 112.7				
1,730,129 101.8	1,274,467 100.7	2,029,780 102.5	1,054,695 107.7				
1.3 -	2.0 -	1.2 -	1.4 -				
430 100.9	408 99.8	526 100.4	320 111.5				
35.2 -	30.4 -	36.0 -	26.7 -				
83.6 -	73.4 -	89.7 -	73.4 -				
100.2 -	99.2 -	101.8 -	103.0 -				
96.5 -	97.9 -	98.2 -	96.1 -				

推算したもの。新潟市及び岡山市の世帯数は、平成27年12月末現在)である。取扱費には、過誤納還付分及び配当割等控除分は含まない。









## 8 指定都市の状況(平成28年度)(続)

## (2) 市税等決算額(続)

(単位 千円・%)

区分	岡 山 市				広 島 市				北 九 州 市				福 岡 市				熊 本 市			
	調定額	収入率	収入額	前年比	調定額	収入率	収入額	前年比	調定額	収入率	収入額	前年比	調定額	収入率	収入額	前年比	調定額	収入率	収入額	前年比
市	119,122,803	96.1	114,512,367	101.6	216,358,925	96.5	208,883,958	101.5	159,402,890	97.9	156,126,761	99.7	293,424,872	98.2	288,287,809	101.5	102,143,658	96.1	98,115,570	99.1
市	114,315,648	99.1	113,303,084	101.7	208,614,866	99.3	207,158,520	101.5	156,227,964	99.2	154,965,492	99.8	288,159,398	99.4	286,334,734	101.5	98,042,782	99.1	97,143,228	99.3
市	4,807,155	25.2	1,209,283	95.7	7,744,059	22.3	1,725,438	97.4	3,174,926	36.6	1,161,269	90.1	5,265,474	37.1	1,953,075	90.6	4,100,876	23.7	972,342	85.3
市	53,674,355	95.5	51,264,292	100.5	101,317,273	96.7	97,981,590	102.1	60,167,693	97.7	58,763,041	99.1	134,701,247	97.7	131,625,330	101.4	46,981,359	96.0	45,110,676	97.8
市	51,169,366	99.0	50,638,506	100.4	97,846,800	99.1	96,927,399	102.0	58,864,252	99.0	58,273,190	99.2	131,673,724	99.1	130,529,398	101.4	45,057,228	99.2	44,697,753	97.9
市	39,479,669	98.7	38,982,068	101.7	73,304,830	98.7	72,381,089	102.3	46,858,006	98.8	46,298,983	100.9	91,638,548	98.7	90,470,989	103.0	35,938,630	99.1	35,611,774	100.7
市	11,689,697	99.7	11,656,438	96.5	24,541,970	100.0	24,546,310	101.4	12,006,246	99.7	11,974,207	93.1	40,035,176	100.1	40,058,409	97.9	9,118,598	99.6	9,085,979	88.1
市	2,504,989	25.0	625,786	104.2	3,470,473	30.4	1,054,191	103.1	1,303,441	37.6	489,851	90.1	3,027,523	36.2	1,095,932	96.6	1,924,131	21.5	412,923	87.8
市	2,335,510	25.3	590,264	103.9	3,246,842	31.3	1,017,862	103.7	1,221,373	37.7	460,285	89.7	2,836,646	36.9	1,046,488	96.3	1,804,547	21.4	386,720	86.6
市	169,479	21.0	35,522	108.9	223,631	16.2	36,329	87.3	82,068	36.0	29,566	97.5	190,877	25.9	49,444	102.7	119,584	21.9	26,203	109.5
市	46,636,856	96.3	44,931,655	102.9	79,880,745	98.4	78,563,270	101.3	69,985,005	98.0	68,617,912	100.1	113,457,654	98.6	111,832,839	101.7	40,330,513	95.6	38,541,330	99.2
市	44,576,739	99.2	44,210,553	103.1	77,945,214	99.4	77,509,671	101.5	66,288,919	99.3	65,800,537	100.4	110,867,451	99.5	110,349,149	101.8	38,163,926	98.9	37,736,849	99.4
市	16,914,659	99.1	16,754,545	100.1	30,635,139	99.4	30,464,636	100.2	13,376,240	99.1	13,175,393	98.9	41,642,041	99.5	41,426,599	101.0	14,846,467	98.9	14,680,326	99.1
市	20,823,278	99.1	20,626,166	105.3	36,620,244	99.4	36,413,345	102.5	29,078,097	99.0	28,800,324	102.6	56,231,934	99.5	55,940,937	102.8	18,786,437	98.9	18,576,206	98.8
市	6,838,802	99.9	6,829,842	104.4	10,689,831	99.5	10,631,690	101.9	15,834,582	99.9	15,824,820	98.4	12,993,476	99.9	12,981,613	100.5	4,531,022	98.9	4,480,317	99.5
市	1,797,675	25.5	458,660	87.2	1,409,240	37.4	527,308	88.8	1,388,508	36.7	509,797	86.9	1,479,780	37.8	673,267	83.9	1,831,371	25.6	469,265	85.4
市	790,202	25.5	201,808	85.2	557,209	37.4	208,314	87.5	591,822	36.6	216,552	87.9	679,819	41.7	283,576	84.3	709,450	25.6	181,788	85.3
市	972,802	25.5	248,441	89.7	678,928	37.3	253,190	89.1	772,575	37.5	281,914	89.7	903,605	41.7	376,924	84.2	915,201	25.6	234,508	85.1
市	34,671	24.3	8,411	70.8	173,103	38.0	65,804	92.2	24,111	47.0	11,331	43.8	196,356	6.5	12,767	67.7	206,720	25.6	52,969	87.1
市	262,442	100.0	262,442	97.1	526,291	100.0	526,291	93.6	2,307,578	100.0	2,307,578	95.0	810,423	100.0	810,423	102.9	335,216	100.0	335,216	98.3
市	1,780,566	93.0	1,656,814	118.3	1,989,086	93.5	1,859,093	119.4	1,815,055	93.8	1,701,825	115.0	1,767,404	95.5	1,688,051	121.8	1,701,637	93.6	1,592,504	118.7
市	1,673,610	97.6	1,633,810	118.8	1,875,999	97.4	1,827,870	119.6	1,724,913	96.8	1,669,187	115.9	1,702,870	97.9	1,667,446	122.1	1,623,430	97.0	1,574,855	119.3
市	106,956	21.5	23,004	92.1	113,087	27.6	31,223	106.6	90,142	36.2	32,638	82.1	64,534	31.9	20,605	101.6	78,207	22.6	17,649	82.0
市	5,146,852	100.0	5,146,805	96.5	7,876,702	100.0	7,876,784	97.5	7,590,664	100.0	7,590,664	98.2	12,331,187	100.0	12,331,185	97.4	5,518,554	100.0	5,518,554	101.3
市	5,146,852	100.0	5,146,805	96.5	7,876,702	100.0	7,876,784	97.5	7,590,664	100.0	7,590,664	98.2	12,331,187	100.0	12,331,185	97.4	5,518,554	100.0	5,518,554	101.3
市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市	60	100.0	60	125.0	—	—	—	—	28,371	100.0	28,371	100.3	—	—	—	—	—	—	—	—
市	47	100.0	47	97.9	—	—	—	—	28,371	100.0	28,371	100.3	—	—	—	—	—	—	—	—
市	13	100.0	13	皆増	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市	9,285	28.5	2,642	306.9	2,456,601	0.1	1,594	0.4	91,892	20.8	19,071	221.4	—	—	—	皆減	16,126	38.3	6,184	27.2
市	—	—	—	—	—	—	—	皆減	—	—	—	—	—	—	—	皆減	—	—	—	—
市	9,285	28.5	2,642	皆増	2,456,601	0.1	1,594	皆増	91,892	20.8	19,071	著増	—	—	—	—	16,126	38.3	6,184	27.2
市	18,887	99.6	18,814	96.6	72,247	97.9	70,730	97.1	25,556	100.0	25,556	94.8	47,862	99.9	47,812	183.1	26,207	100.0	26,207	98.2
市	18,824	99.9	18,814	96.7	71,089	99.5	70,730	97.4	25,556	100.0	25,556	94.8	47,862	99.9	47,812	186.9	26,207	100.0	26,207	98.2
市	63	0.0	—	皆減	1,158	0.0	—	皆減	—	—	—	—	—	—	—	皆減	—	—	—	—
市	3,837,137	99.3	3,809,250	102.0	6,523,347	100.5	6,557,153	101.3	7,232,938	99.6	7,201,622	99.4	7,681,114	99.8	7,663,958	101.2	2,264,847	99.5	2,252,992	108.3
市	3,803,738	99.9	3,800,677	102.0	6,517,846	100.6	6,553,815	101.3	7,208,851	99.8	7,192,087	99.4	7,664,336	99.9	7,658,495	101.3	2,256,693	99.7	2,248,907	108.3
市	33,399	25.7	8,573	101.3	5,501	60.7	3,338	106.8	24,087	39.6	9,535	70.3	16,778	32.6	5,463	55.9	8,154	50.1	4,085	104.8
市	8,018,805	95.8	7,682,035	102.8	16,242,924	98.3	15,973,744	101.5	11,931,760	97.6	11,644,743	100.8	23,438,404	98.6	23,098,634	102.0	5,304,415	95.5	5,067,123	99.6
市	7,664,030	99.1	7,591,430	103.0	15,954,925	99.4	15,865,960	101.6	11,654,904	99.1	11,544,366	100.9	23,061,545	99.5	22,940,826	102.2	5,061,528	98.9	5,004,887	99.8
市	354,775	25.5	90,605	87.7	287,999	37.4	107,784	88.1	276,856	36.3	100,377	95.2	376,859	41.9	157,808	84.1	242,887	25.6	62,236	85.7
市	—	—	—	—	—	—	—	—	533,956	100.0	533,956	83.9	—	—	—	—	—	—	—	—
市	—	—	—	—	—	—	—	—	533,956	100.0	533,956	83.9	—	—	—	—	—	—	—	—
市	2,823,238	100.0	2,823,238	102.9	3,365,374	100.0	3,365,374	98.4	3,122,818	100.0	3,122,818	94.5	6,085,788	100.0	6,085,788	95.4	2,156,576	100.0	2,156,576	98.1
市	1,249,647	100.0	1,249,647	99.0	1,443,963	100.0	1,443,963	95.2	1,205,769	100.0	1,205,769	92.1	1,565,847	100.0	1,565,847	96.8	937,091	100.0	937,091	95.4
市	1,421,598	100.0	1,421,598	107.7	1,679,319	100.0	1,679,319	100.9	1,444,404	100.0	1,444,404	94.7	1,920,896	100.0	1,920,896	104.5	1,172,214	100.0	1,172,214	101.1
市	—	—	—	—	148,994	100.0	148,994	108.0	362,651	100.0	362,651	102.4	112,102	100.0	112,102	90.6	686	100.0	686	197.7
市	64,941	100.0	64,941	98.0	—	—	—	—	24,002	100.0	24,002	100.6	2,412,001	100.0	2,412,001	88.8	—	—	—	皆減
市	87,052	100.0	87,052	92.5	93,098	100.0	93,098	93.5	85,992	100.0	85,992	91.9	74,942	100.0	74,942	90.7	46,585	100.0	46,585	93.2
市	119,967	100.0	119,967	48.5	208,744	100.0	208,744	54.0	115,329	100.0	115,329	51.5	216,435	100.0	216,435	52.2	89,608	100.0	89,608	67.3
市	428,853	100.0	428,853	57.6	670,517	100.0	670,517	62.6	376,747	100.0	376,747	59.3	707,905	100.0	707,905	59.9	207,055	100.0	207,055	42.9
市	283,726	100.0	283,726	41.7	367,971	100.0	367,971	37.9	250,595	100.0	250,595	42.3	472,440	100.0	472,440	42.9	151,004	100.0	151,004	36.7
市	12,590,704	100.0	12,590,704	91.1	21,486,050	100.0	21,486,050	90.6	17,289,617	100.0	17,289,617	88.7	28,758,123	100.0	28,758,123	91.3	13,086,200	100.0	13,086,200	90.8
市	118,180	100.0	118,180	100.3	59,112															

平成 29 年 度  
**市 税 概 要**  
平成 30 年 3 月 発 行

編集 川 崎 市 財 政 局 税 務 部 税 制 課  
発行

川 崎 市 川 崎 区 砂 子 1 丁 目 8 番 地 9  
川 崎 御 幸 ビ ル 5 階  
電 話 044(200)2111(代 表)